

高知県繊維産業最低工賃

1 適用する家内労働者

高知県の区域内で繊維産業に係る手作業による糸くず取り、ミシン作業によるネーム付け及びアイロンにより接着芯地を接着する業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 手作業による糸くず取りの業務については、次の表の産業欄、品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目		工 程	金 額
成人女子・少年・少女服製造業	ニット製品以外のもの (織物製)	ブラウス	糸くず取り	1枚につき 12円
事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業 (ニット製品を含む。)	ニット製品	スポーツウエア上衣 (半袖を除く。)	糸くず取り	1枚につき 10円50銭
		スポーツウエア下衣	糸くず取り	1本につき 11円50銭
	ニット製品以外のもの (織物製)	野球ユニフォーム上衣	糸くず取り	1枚につき 9円
		野球ユニフォーム下衣	糸くず取り	1本につき 11円
シャツ製造業 (ニット製品を含む。)	ニット製品	ニットシャツ (Tシャツを除く。)	糸くず取り	1枚につき 11円
	ニット製品以外のもの (織物製)	成人男子用カッターシャツ	長袖	1枚につき 10円50銭
			半袖	1枚につき 9円50銭
下着製造業 (ニット製品を含む。)	ニット製品	ニット下着 (Tシャツを含む。)	糸くず取り (3か所以上について行うものに限る。)	1枚につき 6円
寝着類製造業 (ニット製品を含む。)	パジャマ		糸くず取り	1着につき 10円30銭

(2) ミシン作業によるネーム付け(二辺以上について縫い付けるものに限る。)の業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目	金 額
(1)の表の産業欄に掲げる全産業	(1)の表の品目欄に掲げる全品目	1枚につき 5円

(3) アイロンにより接着芯地を接着する業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目	金 額
(1)の表の産業欄に掲げる全産業	(1)の表の品目欄に掲げる全品目	1枚につき 4円

4 効力発生の日

平成27年6月1日